平成２９年（フ）第１４０号
長野県松本市大字神林5722番地４　M24　A
債務者　重黒木未香
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１４６号
長野県塩尻市大字広丘野村2432番地　バリュージュ野村Ｂ102
債務者　池上　　剛
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２２３号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目19番１―503号
債務者　野口　恵子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４４０号
兵庫県芦屋市打出町２番２―302号、前住所兵庫県芦屋市高浜町２番１―332号
債務者　山根　良友
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５３号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目31番16号
債務者　齋藤　順子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５９号
兵庫県尼崎市久々知２丁目３番８号　アヴェニール塚口303、前住所兵庫県伊丹市大野３丁目77番地　ウィングコート伊丹大野904号
債務者　山部　達也
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６０号
兵庫県西宮市枝川町３番126―103号
債務者　乾　　喜治
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６１号
兵庫県西宮市枝川町３番126―103号
債務者　乾　　博子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６３号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目12番５号　富士住宅104号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町４丁目２番20―201号
債務者　中山たけ雄
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８８号
兵庫県西宮市前浜町７番５号
債務者　久保田恭平
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８９号
兵庫県西宮市上大市１丁目９番７―301号
債務者　中井　　豊
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５８号
奈良県橿原市常盤町109番地の１　岸上住宅Ａ―２、前住所奈良県橿原市雲梯町879番地エクセレントヴィラＡ棟206
債務者　松本　英子（旧姓上本）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１６３号
奈良県橿原市小槻町634番地の55
債務者　北　　恵子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
奈良県橿原市新賀町335―２ヴィラ明分103、住民票上の住所奈良県大和高田市東三倉堂町12番15号
債務者　樫根　清雄
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１７４号
奈良県御所市大字東寺田43番地の10
債務者　上田　政彦
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
奈良県橿原市中曽司町407番地の６
債務者　吉川　一恵
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
愛媛県宇和島市明倫町４丁目７番７号　城南ハイム７号
債務者　山本　健一
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部